

議 案 名

桶川市子育て支援施設の設置及び管理条例

1 提案理由

子育て支援センターと児童発達支援センターの連携を強化し、保護者とともに、子どもを健やかに育成することで、全ての子どもが地域の中で共に成長することができる社会を実現するため、桶川市子育て支援施設の設置及び管理条例を制定したいので、この案を提案するものである。

2 制定の内容

桶川市子育て支援施設の設置に関し、次の事項について規定する。

- (1) 桶川市子育て支援施設として設置する施設及び目的に関すること。
(第 2 条関係)
- (2) 施設の名称及び位置に関すること。
(第 3 条関係)
- (3) 開館時間及び休館日に関すること。
(第 4 条及び第 5 条関係)
- (4) 子育て支援センターが行う事業に関すること。
(第 6 条関係)
- (5) 子育て支援センターの利用に関すること。
(第 7 条から第 9 条まで関係)
- (6) 児童発達支援センターが行う事業に関すること。
(第 10 条関係)
- (7) 児童発達支援センターの利用に関すること。
(第 11 条から第 15 条まで関係)
- (8) 児童発達支援センターの使用料等の納付及び減免に関すること。
(第 16 条及び第 17 条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日